

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

○宮城県議会定例会の招集	（財政課）	一
○指定介護療養型医療施設の辞退の届出	（長寿社会政策課）	一
○平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正	（農林水産経営支援課）	一
○家畜伝染病の発生	（畜産課）	二
○保安林の指定の解除の予定	（森林整備課）	二
○保安林の指定施業要件の変更	（同）	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定（三件）	（同）	二
○道路の区域変更	（道路課）	三
○道路の供用開始	（同）	三
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可（二件）	（都市計画課）	四
○土地区画整理組合の定款変更の認可	（同）	四
○平成三年宮城県告示第九百八十七号（県立都市公園の設置）の一部改正	（同）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（危機対策課）	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	（障害福祉課）	七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	（同）	七
○宮城県収用委員会運営規則の一部改正について	（同）	七

ページ

告 示

○宮城県告示第百三十三号

平成二十九年二月十七日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。
平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百四十四号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定を辞退する旨届出があった。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四二二七一〇四四四	杉山内科胃腸科小児科医院 黒川郡大郷町柏川字大壇原 二十一番地の一	医療法人社団俊香会	平成二十八年 十一月三十日

○宮城県告示第百五十五号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月十日から施行する。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表石巻市区域（宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区）の項

中

- 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
- 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から5に掲げる漁業及び樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
- 小型定置漁業

を

5. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
6. 小型合併漁業（主として刺し網を営む漁業）
7. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から6に掲げる漁業及び機受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
8. 小型定置漁業

に改める。

○宮城県告示第百六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があつた。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患者 二頭（大崎市一頭、登米市一頭）

四 発生場所又は区域

大崎市、登米市

五 発生年月日

平成二十九年一月二十五日

六 患者の取扱い

法令殺

○宮城県告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字清水浜六一の二・六一・六三・六六の一・六七の五・六七の六（以上六筆国有林）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

○宮城県告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町吉田字欠ノ上古屋敷二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
柴田郡村田町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び村田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亘理郡亘理町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び亘理町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亘理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 女川牡鹿線
三 道路の区域

変更の区間		変更前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町小乗浜字小乗一八番地先から 同郡同町小乗浜字小乗八六番五地先まで		前 A	後 C	一一・五 二七・〇	三三二・四	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 A	前 B	一一・五 二九・〇	七〇・三	三三二・四		
八・〇 八・五		三〇七・五				

○宮城県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町小乗浜字小乗一八番地先から同郡同町小乗浜字小乗八六番五地先まで	平成二十九年二月十日

○宮城県告示第百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
富谷市高屋敷土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
富谷市三ノ関狼沢七十三番地の一

三 設立認可の年月日
平成二十六年七月二十九日

四 変更認可の年月日
平成二十九年一月三十一日

○宮城県告示第百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
名取市愛鳥東部第二土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
名取市愛鳥郷二丁目一番地の七

三 設立認可の年月日
平成十一年十二月十日

四 変更認可の年月日
平成二十九年二月三日

○宮城県告示第百十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
名取市愛鳥東部第二土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
名取市愛鳥笠島字後谷地七十八番地の二十五（四十四街区一画地）
- 三 設立認可の年月日
平成十一年十二月十日
- 四 変更の内容
事務所の所在地

（変更前）第五条 この組合の事務所は、名取市愛鳥笠島字後谷地七十八番地の二十五（四十四

街区一画地)に置く。

(変更後) 第五条 この組合の事務所は、名取市愛鳥郷二丁目一番地の七に置く。

五 変更認可の年月日

平成二十九年二月二日

○宮城県告示第百十七号

平成三年宮城県告示第九百八十七号(県立都市公園の設置)の一部を次のように改正し、平成二十九年二月十日から施行する。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三号中「二四三―一四」の下に「二四三―二五」を、「八九―五」の下に「一二七―一、字北谷地林国有林九一林班(無番地)」を加える。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 総合防災情報システム保守・運用管理業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町地内 外

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 過去五年間に、国又は都道府県が発注する総合防災情報システムの整備又は保守業務を元請けとして履行した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、代表者であった場合に限る。

9 本業務に配置予定の調査技術者(主任技術者)又は管理技術者(現場代理人)は当該システム同等規模以上の情報システム又はネットワークの運用・管理の実務経験が三年以上の者とする。

10 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―一三三三三）へ平成二十九年二月二十八日（火）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県総務部危機対策課防災対策班（担当 平野 勝博 電話〇二二―二二一―一三三七五）

3 入札説明書の交付期限

平成二十九年二月二十二日（水）午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(一) システムを用いて入札する場合

イ 入札期間 平成二十九年三月十五日（水）午前九時から平成二十九年三月二十三日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年三月二十三日（水）午後五時まで

ロ 場所 2に同じ。

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月二十四日（金）午前十一時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎五階危機管理センター

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、委託期間の総額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

7 概要

Summary

- 1 Service Required : Maintenance and operational management for integrated disaster information system
- 2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020
- 3 Place of Implementation : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai
- 4 Deadline for Bid : March 23, 2017, 5:00 p.m.
- 5 Place and Time for Bid Selection : March 24, 2017, 11:00 a.m., Crisis Management Center, 5th Floor, Miyagi Prefectural Office building
- 6 Contact Information : Katsuhiko Hirano, Disaster Prevention Measures Section, Crisis Measures Division, General Affairs Department, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-2375

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年二月十日

一 薬局

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あかね調剤薬局	石巻市茜平二二一十七	平成二十九年一月一日
マリオン調剤薬局本塩釜店	塩竈市北浜一七七一六	平成二十九年二月一日

二 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あん暖手ナースステーション	石巻市三輪田字新寺前五十六	平成二十九年一月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年二月十日

一 薬局

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名 称	所 在 地
局	めでじまの郷オレンジ薬局	名取市愛島笠島字野田三十八一四
変更後		名取市愛島郷一十六一二十五

収用委員会

宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月十日

宮城県収用委員会

○宮城県収用委員会規則第一号

宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

宮城県収用委員会運営規則（昭和四十七年宮城県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「行ない」を「行い」に改め、同条第三項中「当り」を「当たり」に改め、同条第四項中「指名推せん」を「指名推薦」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第五条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第十二条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、宮城県公報に登載して公告することが適当でないと委員会が決定した事項については、事務局に備え置いて縦覧に供し、その旨を宮城県公報に登載するものとする。

別表中「第十二条」を「第十三条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。